



保存版

年末調整で徴収になるとき

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階  
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



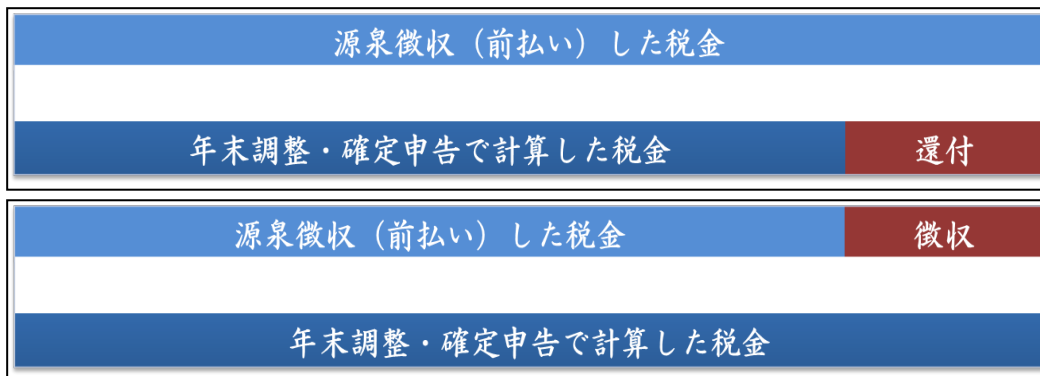
## Q&A 年末調整で徴収になるときは？

年末調整の徴収とは、年末調整の結果、給与所得者がすでに納めていた源泉徴収税額よりも本来納めるべき所得税のほうが多かった場合に、差金を徴収されることを指します。

徴収が必要となった場合、その年の12月または翌年1月の給与明細の「年調精算額」などの欄に徴収される金額が記載されます。一般的に、不足分は年末調整を行う月分の給与から追加で徴収され、なおも不足分が残る場合は次の給与から徴収されます。

### ◆年末調整の徴収とは◆

年末調整を行うと多くの場合、源泉徴収によって払い過ぎていた税金が還付されます。しかし、年末調整の結果、源泉所得税額よりも本来納めるべき所得税額のほうが多くなった場合は、追加で差額分を納めなければなりません。これを、「徴収」といいます。



年末調整は、その年の1月から年末までの給与や賞与を集計して納めるべき所得税額を算出し、1年間で源泉徴収してきた所得税額との差額を精算する手続きのことです。

会社員の場合、年間を通して給与が大幅に変動するケースはあまりないため、毎月の源泉徴収を通しておおよそ一定額の税金を支払っています。

しかし、給与が年の途中で上がったり、賞与が高額であったり、扶養親族が減ったりして納めるべき所得税額が増えた場合、年末調整の際に源泉徴収税額の合計額が納めるべき所得税額を下回ることがあります。この際、追加で差額分の税金を徴収されます。

### ◆年末調整で「徴収」される主な理由◆

#### ☑給与や賞与の支給額が増えた場合

給与所得者に役職手当が付いたり、転職したりして年の途中で給与が増額した場合、あるいは会社・個人の業績の関係で賞与（ボーナス）を多くもらった場合は、年末調整の段階で徴収が発生する可能性があります。

所得税を計算するための税額は、「その従業員が年間に受け取る給与・賞与の概算」から割り出しているため、所得税自体もいったん仮の額で徴収（＝源泉徴収）されています。

その年に、この「給与・賞与の概算」を超える増額があった場合は税額も変わり、年末調整により徴収が発生するという仕組みです。

#### ☑扶養親族が減った場合

納税者本人（年末調整を受ける従業員）に扶養親族がいる場合は、配偶者（特別）控除や扶養控除により所得税額が軽減されます。

これらの控除は、その年の最初の給与の支払いを受ける前日までに勤務先に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」で申告した記載内容に基づいて判断されます。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。